

○脇町劇場管理規則

平成18年3月28日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、脇町劇場設置条例（平成17年美馬市条例第96号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、脇町劇場施設（以下「施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館)

第2条 条例第2条第1号に規定する閲覧のため施設に入館しようとする者は、入場券（様式第1号）の交付を受けなければならない。

- 2 入場券は、入館料と引換に交付する。
- 3 入場券の有効期限は、交付の日限りとする。
- 4 入場券の再交付は行わない。

(使用の申請及び許可)

第3条 条例第2条第2号の規定により映画等の催物を行うため施設を使用しようとする者は、使用しようとする日（連続して使用しようとするときは、その初日。以下「使用日」という。）の1年前から6日前までに脇町劇場施設使用許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項に規定する施設の使用の申請が適当と認めるときは、脇町劇場施設使用許可通知書（様式第3号）を当該申請をした者に通知する。

(使用の変更等)

第4条 前条第2項の規定により施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、当該許可を受けた事項を変更し、又は取り消そうとするときは、その都度、脇町劇場施設使用変更（取消し）許可申請書（様式第4号）に同項又は次項に規定する許可書を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する施設の使用許可事項の変更又は取消しの申請が適当と認

めるときは、脇町劇場施設使用変更（取消し）許可通知書（様式第5号）を当該申請をした者に通知する。

（入館又は使用の拒否）

第5条 市長は、施設の管理上支障があると認めるときは、第2条の規定による入館又は前2条の規定による使用を拒むことがある。

（使用の許可の停止等）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定にかかわらず、施設の使用許可を停止し、又は取り消すことができる。

- （1） その使用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （2） その使用が施設の施設、附属設備等を破損するおそれがあると認められるとき。
- （3） 使用許可又は使用変更（取消し）許可の申請に偽りがあったとき。
- （4） 使用許可条件に反したとき。
- （5） その他市長の指示に従わないとき。

2 前項の規定により、使用許可の停止等の処分を受けた使用者に損害が生じても、市は、これを賠償しないものとする。

（入館料の減免）

第7条 条例第8条の規定により入館料等の全部若しくは一部を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- （1） 国若しくは地方公共団体の議会議員又は職員が研修視察を目的として入館するとき。
- （2） 教育機関等の調査者が学術研究を目的として入館するとき。
- （3） 報道機関の取材関係者が取材等を目的として入館するとき。
- （4） 観光業者等の添乗員等又はボランティア観光案内者が一般観光客を案内することを目的として入館するとき。
- （5） その他市長が特に必要と認めるとき。

(入館者の遵守事項)

第8条 入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 建物及び附属物を故意に損傷しないこと。
- (2) 展示品、設備品等にみだりに触れないこと。
- (3) 火気及び危険物を使用しないこと。
- (4) 喫煙をしないこと。
- (5) 騒音を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) その他市長の指示する事項に従うこと。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた設備、器具等以外のものを使用し、又はこれらを他に移動させないこと。
- (2) 他人に危害をおよぼし、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれがあると認められる者を入場させないこと。
- (3) 使用した設備等は原状に復し、及び整理整頓をすること。
- (4) 使用許可に際し付された条件その他市長の指示する事項に従うこと。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第10条 条例第11条の規定により指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に施設の管理を行わせる場合にあつては、第3条から第6条まで及び第8条及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条第2項中「市」とあるのは「市又は指定管理者」と、様式第2号から様式第5号までの規定中「美馬市長」とあるのは「脇町劇場施設指定管理者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

2 条例第12条第2項の規定により指定管理者に施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、第7条第5号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第2号から様式第5号までの規定中「使用料」とあるのは「利用料」と読み替えて適用する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

入場券

個人大人用

No.	
脇町劇場 入場券控 大人200円	脇町劇場入場券 大人200円 本券をもって領収書に代えます。

個人小人用

No.	
脇町劇場 入場券控 小・中学生100円	脇町劇場入場券 小・中学生100円 本券をもって領収書に代えます。

団体大人用

No.	
脇町劇場 入場券控 団体大人 入場券	脇町劇場入場券 団体大人 160円 本券をもって領収書に代えます。

団体小人用

No.	
脇町劇場 入場券控 団体小人 入場券	脇町劇場入場券 団体小人 80円 本券をもって領収書に代えます。

様式第2号(第3条関係)

※受付番号 _____ 号

脇町劇場施設使用許可申請書

美馬市長 様

次のとおり使用したいので、脇町劇場管理規則第3条第1項の規定により申請します。
なお、使用に際しては、脇町劇場設置条例及び脇町劇場管理規則を遵守します。

申請年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日
申請者	住所氏名	㊟ 電話	
責任者	住所氏名	㊟ 電話	
使用目的(名称)			入場予定人員 人
使用日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	※使用料	
使用施設	○多目的ホール(楽屋を含む) ○楽屋のみ	円	
冷暖房使用	○使用する ○使用しない	円	
使用用具	○放送設備 ○ビデオプロジェクター ○	円	
		計 円	
※備考			
参考事項	入場料金		公演回数 1日 回
	○有料 円 円	開演時間	① 時 分 ② 時 分 ③ 時 分
		終演時間	時 分 時 分 時 分
○無料			

- 注 1 ※印欄には記入しないこと。
2 「申請者」欄には、申請者が法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
3 使用料については、許可書交付後、すみやかに納入すること。

様式第3号(第3条関係)

許可番号 _____ 号

脇町劇場施設使用許可通知書

脇町劇場施設の使用については、次のとおり許可しますので、脇町劇場管理規則第3条第2項の規定により通知します。

美馬市長

印

申請年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
申請者	住所氏名	様	電話
責任者	住所氏名		電話
使用目的(名称)			入場予定人員 人
使用日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	使用料	
使用施設	○多目的ホール(楽屋を含む) ○楽屋のみ		円
冷暖房使用	○使用する ○使用しない		円
使用用具	○放送設備 ○ビデオプロジェクター ○		円
			計 円
許可の条件	1 使用責任者は、使用中劇場施設を離れないこと。 2 喫煙及び火気・危険物の使用をしないこと。 3 建物の壁、柱、ガラス等にはり紙、釘打等をしないこと。 4 施設・設備、器具等を損傷し、又は滅失せしめないこと。 5 許可なく劇場施設の建物又は敷地内において寄付金品の募集若しくは物品の販売、宣伝その他これらに類する行為若しくは飲食物の提供を行わないこと。 6 使用許可書を携行すること。 7 催物終了後は、清掃を行い、ごみは持ち帰ること。 8 劇場施設の使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならないこと。		

様式第4号(第4条関係)

脇町劇場施設使用変更(取消し)許可申請書

年 月 日

美馬市長 様

年 月 日付けで許可を受けた事項について、次のとおり変更し(取り消し)たいので、別紙許可書を添付の上、申請します。

変更前の許可番号			
申請者	住所 氏名 電話	※ 使 用 料	※既納付額 円
	使用責任者 氏名 住所 電話		※変更後の額 円
			※過不足額 円
許可事項	使用目的		
	使用日時 年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで		
変更する(取り消す)理由			
変更する(取り消す)内容			
摘要			

注 1 ※印欄には記入しないこと。

2 「申請者」欄には、申請者が法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第5号(第4条関係)

脇町劇場施設使用変更(取消し)許可通知書

年 月 日

年 月 日付けで申請のあった許可した事項を変更する(取り消す)ことについては、次のとおり許可しますので、脇町劇場管理規則第4条第2項の規定により通知します。

美馬市長 印

許可番号	変更前の許可番号	
申請者	住所 氏名 電話	様
	使用責任者 氏名	様
	住所 電話	
許可事項	使用目的	
	使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
変更する(取り消す)理由		
変更する(取り消す)内容		
摘要		

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 3 条関係)

様式第 4 号 (第 4 条関係)

様式第 5 号 (第 4 条関係)